

新旧対照表

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>第17条の3 （略）</p> <p><u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u></p> <p>第17条の4 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。第22条第5項第4号において同じ。）の提供を求めてはならない。</p>	<p>第17条の3 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第18条～第18条の3 （略）</p> <p>（<u> </u>勧誘行為の禁止）</p> <p>第18条の4 （略）</p>	<p>第18条～第18条の3 （略）</p> <p>（<u>青少年への</u>勧誘行為の禁止）</p> <p>第18条の4 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。 (2) 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。 (3) 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第1号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。
<p>第18条の5・第18条の6 （略）</p>	<p>第18条の5・第18条の6 （略）</p>

<p>(4) <u>第17条の4の規定に違反して、青少年に拒まれたにもかかわらず、又は青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、若しくは青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u></p> <p>(5) 第18条第4号、第5号又は第6号の規定に違反した者</p> <p>(6) 第18条の2第1項の規定に違反した者（第18条第4号、第5号又は第6号に規定する行為に係る違反をした者に限る。）</p> <p>(7) 第18条の4の規定に違反した者</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1) 第10条第3項<u>の規定</u>に違反して掲示しなかった者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(2) 第12条の2第3項の規定による措置命令に従わなかった者</p> <p>(3) 第17条の3の規定に違反した者（前項に該当する者を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 第18条第4号、第5号又は第6号の規定に違反した者</p> <p>(5) 第18条の2第1項の規定に違反した者（第18条第4号、第5号又は第6号に規定する行為に係る違反をした者に限る。）</p> <p>(6) 第18条の4の規定に違反した者</p> <p>6 (略)</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第10条第3項_____に違反して掲示しなかった者</p> <p>(2) 第11条第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第13条の3第1項又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第20条第1項の規定による立入調査若しくは資料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>8 第9条第2項、第10条第3項、第11条第1項、第12条第4項、第13条第3項又は第15条から第18条の4までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。</p>
--	--

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。